

第68回九都県市首脳会議の開催結果の概要について

本日(11月9日(月))、首都圏の九都県市の首脳が一堂に会して、広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした標記会議が開催されました。

会議では、本市をはじめ、各都県市の首脳からの提案等について協議し、国等へ要望すること等を決定しました。内容については、別添のとおりです。

なお、本市からは、別添『3 意見交換に係る合意事項』の「(6)グローバル化に対応した英語教育の充実について」を提案し、小学校高学年での英語の教科化及び小・中・高等学校における指導内容の拡充強化・高度化に対応していくため、専門性を有する教員配置に対する支援、ALTの配置に係る財政支援の強化について、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要望することになりました。

出席者：	埼玉県知事	上田清司
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫
	千葉県知事	森田健作(九都県市首脳会議座長)

問合せ先
広域行政課
電話 042-769-8248

第 6 8 回九都県市首脳会議の結果概要

平成 2 7 年 1 1 月 9 日

九 都 県 市 首 脳 会 議

1 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、「新たな国土形成計画（全国計画）」の策定における国会等の移転に関する記述についての意見書や、業務核都市の育成整備等に関する要望書等の国への提出などを行った。引き続き首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題について

ア 食品廃棄物の削減を図るため、外食事業者との連携による食べきりの普及や、家庭における食品ロス削減に向けた啓発を行った。

また、容器包装廃棄物の削減を図るため、小売業者等と連携し、店舗において容器包装を減量化した商品や各事業者の取組の紹介を行った。

イ PCB 廃棄物の適正処理を促進するために啓発ポスターの作成のほか、九都県市廃棄物問題検討委員会ホームページ内に専用ページを開設した。

また、電子マニフェストの普及啓発を図るとともに、産業廃棄物の適正処理に資するための検討を行った。

ウ リサイクル関連法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。

今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行うこととした。

(3) 環境問題について

ア 地球温暖化対策については、再生可能エネルギー導入促進に向けたセミナー等の実施や省エネ行動の呼びかけなど、住民、事業者に対する普及啓発を図るとともに、水素エネルギーの有用性や安全性等の理解を促進するための取組を行うこととした。

環境分野における国際協力については、引き続き J I C A 等関係機関と協議を進めていくこととした。

イ 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、引き続き九都県市で連携し、自動車排出ガス対策としてディーゼル車規制及び低公害車の普及拡大のための低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及、ガソリンペーパー対策としてORVR車の早期義務付けに向けた啓発・情報発信など効果的な取組を検討、実施することとした。

ウ 東京湾の水質改善について、東京湾環境一斉調査を継続・発展させることで、湾岸及び流域住民の東京湾再生への関心を醸成するとともに、東京湾の汚染状況や汚濁メカニズムについて情報収集を行い、水質改善対策に関する検討を進めることとした。

また、底質改善対策等の効果を検証するため、今後も各自治体から東京湾底質調査結果を収集し取りまとめるとともに、東京湾再生の取組等への活用を図ることとした。

エ 緑の保全、創出施策については、各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き、各都県市での緑の保全・創出について調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向を踏まえ、緑地保全の推進のために、引き続き、財政支援策等について、国に対する要望を行うこととした。

(4) 地震防災・危機管理対策について

ア 首都圏における「地震防災対策」及び「国民保護の推進」について、国への提案活動を行った。引き続き、防災・危機管理対策に関する制度の検証や対策の検討を行い、課題について国に対して提案活動を行うとともに、各担当者会議を通じて各都県市で抱える課題等を整理し、取組を進めることとした。

イ 東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、かつ地域の特性を鑑み、「第36回九都県市合同防災訓練」を実施した。

今後は、平成28年1月15日に第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施するとともに、平成28年にさいたま市を事務局として「第37回九都県市合同防災訓練」を実施する。

ウ 首都圏における新型インフルエンザ等感染症対策の広域的な取組について、九都県市が共同で研究し、その成果を具体化するために研修会を開催し、必要がある場合においては、国への要望活動を実施することとした。また、防災・危機管理対策委員会のホームページに部会のページを設け、引き続き、住民への部会活動の周知、新型インフルエンザ等感染症対策の啓発等を行うこととした。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

これまで、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報提供・意見交換をしてきた。国からは、「首都圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」が発表され、料金体系の整理・統一等の方針が示されたところである。今後も情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、情報共有を図っていくこととした。

イ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組みについて

予防接種促進のための九都県市共同での取組みについて、実施可能なものから順次展開するとともに、より効果的な取組みについて、検討を継続することとした。

ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた今後の取組として「パラリンピックの普及・啓発」を展開することとした。

また、今後も時宜を捉えた取組について引き続き検討・展開することとした。

エ 少子化対策(結婚支援)の推進について

九都県市域内の市区町村や社会福祉協議会等が実施している結婚支援情報の調査を行い、情報共有を図るとともにホームページで公表したことや、各種イベント等で活用できるキャッチフレーズを作成したことなどが報告された。

今後はこれまでの検討を踏まえ、引き続き各都県市の取組を進め、必要に応じて適宜情報交換や意見交換を行い連携を図っていくこととした。

オ 持続可能な介護保険制度への取組について

介護サービスの質の評価に関する全国自治体の取組状況等の調査及び情報の共有、並びに、よりよい介護サービスの提供等に向けた取組の検討を行った。また、これらを踏まえ、国への要望を行うこととした。

今後、介護保険制度を安定的かつ持続可能な制度として維持していくため、検討会での議論を踏まえ、各都県市の実情に応じて、更に検討を進めることとした。

カ 男女がともに活躍する社会の推進について

九都県市として庁内の女性管理職登用率の向上に向けて、各都県市の施策や課題のほか、先進的な取組及び有用な事例の共有を行う勉強会を開催したうえで、各都県市の有効な取組を幅広く共有し、より一層の意識醸成を図るために、有識者の講演等による研修会を実施することとした。

今後は、女性活躍推進法の趣旨も踏まえつつ、各都県市において女性管理職登用率の向上に係る取組を推進するとともに、必要に応じて有用事例等の情報交換を行っていくこととした。

キ 空き家住宅を含めた中古住宅の流動化について

住宅ストックを有効に活用するため、国の制度や各都県市における取組及び流通の課題について研究し、報告書を作成した。

引き続き九都県市が協力し、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、研究報告書の内容を踏まえ、各都県市の実情に応じ、中古戸建住宅の流通促進を図っていくこととした。

ク ガソリンペーパー対策の推進について

ガソリンペーパー対策として、ORVR車の早期義務付けの必要性を広く国民に理解してもらうため、引き続き啓発・情報発信を行うとともに、国の動向を注視し、必要に応じて国への再要請を検討することとした。

ケ 多子世帯・子育て世帯向け住宅による子育て支援について

多子・子育て世帯向けの住宅施策についての意見交換と情報共有を行った。

引き続き、多子・子育て世帯に対する住宅施策について九都県市が連携して検討を進めていくこととした。

コ 障害者の積極的な就労促進について

企業・市民ともに九都県市で障害者の就労促進の機運を高めていくことと、広域的な展開により就労促進の効果が期待できる制度的研究を行うことを決定し、共同リレーキャンペーン実施について、九都県市が同時報道発表を行った。

今後は、九都県市が連携して、制度面での障害者の就労促進を図ることのできる広域的な仕組みの検討を行うこととした。

サ 高齢者の交通安全対策の推進について

各都県市で実施している高齢ドライバーが関係する交通事故の防止に向けた取組について情報交換を行った。今後は、交通事故の防止に向けた共同の取組を検討するとともに、各都県市における高齢者の移動手段を確保するための公共交通の充実等に向けた取組や課題に関する情報交換を行っていくこととした。

シ 外国人来訪者に対する熱中症予防啓発の強化について

外国人来訪者に対する熱中症予防啓発について、国の取組状況等の情報共有を図りながら、効果的な予防啓発（情報発信）方法や具体的な啓発内容について意見交換を行い、引き続き検討を行うこととした。

ス 里親制度の推進に向けた取組みについて

特別養子縁組を行うための試験養育期間の休業制度については、国において法改正の検討がなされていることを確認した。また、里親制度を推進するため、共同で取り組む事業について、意見交換を行った。

今後は、国の法改正の動向を注視し、情報を共有するとともに、里親制度の推進に向け、共同で取り組むべき事業を選定し、実施していくこととした。

セ 福島県の復興支援について

福島県からの希望を踏まえて、福島県への教育旅行の呼び掛けの場の提供、各種広報やイベント等における支援、経済・商工団体に対する福島県産品取扱い等の呼び掛けの場の提供の3項目について取り組むこととした。

引き続き、福島県の復興の足かせとなる震災の記憶の風化を防ぐため、九都県市が連携して福島県の復興を後押しする取組を進めていくこととした。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙1のとおり、本日、第68回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した旨報告があった。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙2のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 意見交換に係る合意事項

(1) 自然災害に備えた家庭での備蓄促進について

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、自宅の倒壊等を免れた多くの住民は、自宅に留まって生活することが想定され、各家庭において発災後の生活を支えるためには、自助の取組である家庭での備蓄を欠かすことができない。

そこで、より一層、家庭における備蓄を推進していくための方策や、日頃からの備えの重要性・必要性に係る効果的な普及啓発について、防災・危機管理対策委員会で検討することとした。

(2) 生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進について

各自治体における生活困窮者や生活保護受給者、更にはその子どもたちなど、支援を必要とする方々が等しくサービスを受けられるよう、安定的に各自治体の自立支援施策を推進するため、自治体の人口規模等に応じた財源措置の上限(基準額)の撤廃や、「子どもの学習支援」に関する法定補助率の引上げなど、国による必要かつ十分な財政支援の実現について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して提言することとした。

(3) ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策は九都県市共通の課題であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて日本の高温多湿な夏に不慣れな外国人が多く来訪することや、熱中症リスクの高い高齢者が増加することを踏まえた対策が求められている。そこで、ヒートアイランド現象を緩和するための取組や効果的な対策技術の活用について、環境問題対策委員会において検討することとした。

(4) 子どもの貧困対策について

親の貧困が子どもに引き継がれ、格差が拡大することがないように、また、全ての子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持つことができるよう、必要な社会環境の基盤の整備に向けて、「子どもの貧困」の対策と未然防止に関わる、様々な施策・制度のシームレスな取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(5) 「子どもの未病対策」の推進について

子どもの不規則な食生活の増加や運動習慣の二極化、外遊びの減少による室内での一人遊びが増加しており、このような状態を放置すると、ロコモティブシンドロームなど将来の未病リスクが高まる恐れがあり、子どもの頃から「食」「運動」「社会参加」の3つの取組からなる「未病を治す」取組を進める必要があるため、「子どもの未病対策」の推進について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(6) グローバル化に対応した英語教育の充実について

小学校高学年での教科化及び小・中・高等学校における指導内容の拡充強化・高度化に対応していくため、専門性を有する教員配置に対する支援、ALTの配置に係る財政支援の強化について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(7) 国民健康保険特定健康診査受診率向上への取組について

死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防には特定健康診査の積極的な受診が重要であり、受診率の向上は健診データがより多く蓄積されることで、データ分析による今後の健康施策の適切な推進にもつながるものである。

安心して長生きできるための健康増進に対する取組の一つとして、また、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、特定健康診査受診率の向上への取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(8) 法人番号、法人ポータル(仮称)の利活用について

法人等に係るワンストップサービス等を実現する法人ポータル(仮称)について、具体的な機能、工程等を早期に示すことや、事業者手続きの簡略化や行政事務の効率化につなげるための機能の整備など、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

4 その他

(1) 「中小企業世界発信プロジェクト」について

東京都から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を活用した中小企業の積極的な取組を集中的に支援するため、中小企業が様々なビジネス情報を容易に取得できるポータルサイト(構築中)の紹介があった。

(2) 「第33回全国都市緑化よこはまフェア」について

横浜市から、「美しい花と緑豊かなまち横浜」を発信していくイベントとして、平成29年3月25日(土)から6月4日(日)まで開催される「第33回全国都市緑化よこはまフェア」についての紹介があった。

5 次回は、平成28年春、横浜市主催で福島県で開催する。

平成27年「九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企業名	製品・技術の概要
埼玉県	リバースコート法による塗装機 株式会社ハママツ	新たな塗布方法による枚葉専用の塗装機。塗布ローラーを従来と逆方向に回転させる構造(リバースコート法)により、加工物の縁に液が溜まらないうえ、滑らかな塗布面の形成を実現した。また、塗料の種類を選ばず、様々なものを対象に塗装が可能。
千葉県	連続式の微粉碎機 乾式ビーズミル「ドライスター」 アシザワ・ファインテック株式会社	当社のビーズミル(微粉碎・分散機)は、世界トップレベルの技術で、素材メーカーの生産設備として多くの実績がある。今回開発したドライスターは、今まで不可能であったサブミクロン領域への乾式での微細化を実現した。従来必要であった、乾燥工程や分級操作が不要で、生産コストの削減や省エネルギーで環境にも貢献する。
東京都	オリジナル音声合成「AITalk® Custom Voice®」 株式会社エーアイ	機械的な合成音声ではなく、収録した人の声で合成する方式を採用し、短時間の音声収録で人間の肉声に近い自然な音声合成を実現する音声合成ソフトウェアである。
神奈川県	再生医療用の培養細胞を二方式で観察可能な滅菌対応の小型顕微鏡 株式会社ニコンエンジニアリング	本製品は、再生医療用の培養細胞を観察することに特化した顕微鏡である。細胞培養機器に顕微鏡ごと入れられるコンパクト性を備え、雑菌が少ない環境での観察を可能とし、培養細胞が汚染・ダメージを受けるリスクを低減することができる。また、蛍光・位相差の2つの観察方式を同一筐体で可能としている。
横浜市	左右チャンネル及び電源部独立の3筐体による超高音質コントロールアンプ 協同電子エンジニアリング株式会社	自社保有の特許技術であるハイブリッド・アッテネーターと、無帰還増幅回路技術、その他の技術等を組み合わせ、左右独立のアナログアンプ部及び電源部兼コントロール部の3筐体構成による最高音質のコントロールアンプを実現した。
川崎市	電気三輪自動車「エレクトライク」 株式会社日本エレクトライク	後二輪を独立制御することにより、安定した走行を実現した電気三輪自動車。最高速度や航続距離を制御し、徹底した軽量化を実現しており、近隣配送用として最適である。また、家庭用電源で充電可能なため、ガソリン入手が困難な地域でも活用することができる。
千葉市	都市環境の課題を解決する「エコ環境基盤」 柳川建設株式会社	当社のエコ環境基盤は、火砕流堆積物を加工した特殊な緑化基盤である。主なメリットは高い保水力・透水性に優れており、軽量で耐圧性も高い。そのため、植栽した植物の水やり、手入れ、雑草管理等を容易にクリアすることができる。芝生の下が適度に硬いため、車椅子での自走が可能。
さいたま市	超小型 5軸ミーリングセンタ PM250-5X 株式会社長谷川機械製作所	「小物高精度部品の加工には小型機が適する」という設計思想のもと、小型・高精度化に対応する、スペース効率の良い機械幅750mmのクラス世界最小の5軸ミーリングセンタ”PM250-5X”を開発した。小物精密部品の切削加工を高速・高精度に実現し、省スペース・省エネルギーに貢献する。
相模原市	燃料電池システムの高温ガスを効率良く冷却する小型冷却器(熱交換器) 株式会社リガルジョイント	家庭用小型燃料電池システムには、高温の水素ガスを冷却するための二重管構造の冷却器が使われている。同社では、この二重管の内側の構造を特殊な形状にすることで、冷却効率の高い冷却器を開発することに成功した。従来品に比べ、小型で効率よく冷却することが可能。また、圧着方法を改善することで、生産性の向上と低コスト化を実現した。

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

特に、国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向け取り組んでいる中、地方創生において極めて重要なテーマであり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるとされている地方分権改革の推進は、一層重要性を増している。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲もいまだ十分ではない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、更なる国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方との協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・ハローワークについては、「ハローワーク特区」や「一体的実施」の取組により、住民の利便性がより向上し取組の効果も出ていることを国は直ちに認識し、地方への移管を早期に実現すること。

それまでの間、「ハローワーク特区」や「一体的実施」の一層の充実を図るとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用する地方自治体の職員が国の職員と同内容の情報を利用して職業紹介を行える環境を整備すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、適切な移管時期などを関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。

- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。
- ・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に当たっては、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とする適切な地方財政措置を確実に講じること。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方からの意見を十分踏まえ、早期に、廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定することにより、実質的に「枠付け」を存続させている。したがって、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定されたものについても撤廃すること。

また、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」については、2年目の募集が行われ、地方から334件が提案されたが、関係府省からの回答の多くは実現に向けた前向きな内容となっていない。そのため、国は地方分権改革を着実に推進するという制度創設の趣旨を踏まえ、年末の政府の対応方針の決定及び来年度予算編成に向け、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。あわせて、提案の検討の際には、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」については、「引き続き検討を進める」こととされた提案に関し、実現に向けた確実なフォローアップを行うとともに、対応方針全体の進捗状況を地方と共有すること。加えて、第5次地方分権一括法等により措置された事項については、地方が十分な準備期間を確保し、条例制定などの必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

さらに、「提案募集方式」の導入により、国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないということはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、税源の地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。そのためにも、まずは、法定化された地方消費税の税率2.2%への引上げを確実に実施すること。

さらに、消費税の軽減税率制度については、平成27年度与党税制改正大綱において、税率10%時に導入することとされたが、地方消費税の税収や地方交付税の原資が減少することから、軽減税率制度の設計に当たっては、地方の社会保障財源に影響が生じることがないように、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したもの

である。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 自動車取得税の廃止に伴う地方税による代替財源の確保

消費税率10%段階での自動車取得税の廃止については、平成27年度与党税制改正大綱において、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得ることとされた。その減収分については、軽自動車税の税率引上げ等により一部が補填されるものの、一方で、軽自動車税の減収につながるグリーン化特例（軽課）が導入されるなど、減収分に見合った代替財源の全体像は、いまだ明らかにされていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

オ 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

平成27年度与党税制改正大綱では、設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置について、引き続き検討することとされているが、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策の観点から廃止などの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

平成27年度与党税制改正大綱では、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、C O P 21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされたものの、削減目標が設定された現在においても、結論は示されていない。については、地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地方の意見を取り入れながら、必要な地方税財源を確保する制度を早急に創設すること。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策等の行政サービスと応益関係にあるものである。また、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、地方自治体における貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の堅持

ア 地方法人特別税及び地方法人税の撤廃

地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、速やかに撤廃し、地方税である法人事業税に確実に復元すること。

また、同様の名目で、平成26年10月に地方法人税が導入され、消費税率

10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとされている。本来、税収格差の是正は、税源移譲や法定率引上げなどによる地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任において行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反するとともに、地方自治体同士での財源の奪い合いとなり、極めて不適切である。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国による地方財源の確保という責任を放棄した極めて不当な措置となっている。

このように、地方法人税は、地方分権に反するのみならず、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものであることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

イ 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

法人実効税率については、平成27年度与党税制改正大綱において、法人税及び法人事業税所得割の税率引下げにより、平成28年度に31.33%まで引き下げることに加え、平成28年度以降も、法人実効税率20%台を目指した法人税改革を行うことが明記された。法人税率の更なる引下げに当たっては、法人税額が法人住民税法人税割の課税標準となっており、また、法人税の33.1%が地方交付税原資になっていることから、国税から地方税への税源移譲や租税特別措置の見直しによる課税ベースの拡大等により、確実な代替財源を確保し、地方の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、法人課税における超過課税は、地方税法に定められた制限税率の範囲内で課税自主権の行使の一環として、地方自治体の判断により行っているものである。これに国が介入することは、地方分権に反するものであるため、法人実効税率を引き下げの場合にあっても、地方の超過課税の撤廃や見直しを求めないこと。

ウ 法人事業税の分割基準の適正化

平成27年度与党税制改正大綱において、法人事業税の分割基準のあり方について検討を行うこととされた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう適正化を図ること。

また、自治体間の財政調整を目的として変更するような見直しは行わないこと。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太の方針)では、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」、「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく」とされているが、地方においては、

不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要があることから、これら行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的財政運営に必要な総額を確保すること。

また、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用すること。あわせて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知するよう努めること。

さらに、各地方自治体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方から廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、数次にわたり特例的な措置の延長がなされてきた。

平成27年度は地方税の増収などにより発行額が減少したが、臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填を継続することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は、持続可能な地方財政制度という観点から、抜本的な見直しが急務である。

地方財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止することとし、その工程を早急に示すこと。それまでの間、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている不公平な臨時財政対策債発行可能額の算定方法をさらに見直すこと。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫支出金は首都圏特有の行政需要を斟酌し、必要額を安定的かつ確実に確保すること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、国庫支出金による財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、平成26年度において、国庫支出金の一方的な地方への付け替えとも受け取れる事業見直しがなされた事例があったが、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、事業の規模等に関わらず、こうした一方的

な見直しを行うことは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行い、あわせて事務手続の簡素化など運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

国の財政規律の確立と地方税財源の復元

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減や給与カットなど、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めている。

しかし、国は、職員の削減や給与カットなど、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

このような中であっても、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債や、地方の貴重な税源を国税化した地方法人特別税を継続するとともに、平成26年10月には地方法人税を導入し、更なる地方税の国税化を行っている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の復元に取り組むこと。

平成27年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森 田 健 作
	埼玉県知事	上 田 清 司
	東京都知事	舛 添 要 一
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

生活困窮者への重層的な自立支援施策の推進について

我が国の景気は全体として緩やかな回復を続けていると言われているものの、生活保護受給者数は、平成7年以降依然として増加傾向にあり、高齢者や母子世帯等だけでなく失業等により生活保護に至る世帯の割合も大きく増加している。また、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となり、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。

このような背景を受け、平成26年1月には、子どもの貧困対策に関する基本理念等をまとめた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成27年4月には、生活困窮者に対する具体的な取組・事業を規定した「生活困窮者自立支援法」が施行されたところである。

現在、地方自治体では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談事業である自立相談支援の取組をはじめ、就労準備支援、子どもの学習支援などの様々な自立支援施策を、地域の実情に合わせて、かつ、創意工夫を重ねながら展開している。また、我が国の将来を支える子どもたちの貧困対策にも、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが必要である。

一方で、生活困窮者自立支援制度や改正生活保護制度においては、自立支援施策に関する国の負担（補助）率が規定されるとともに、地方自治体の人口規模等に応じて国の財源措置の上限（基準額）が設定されている。

この上限設定は、各自治体の取組の実情を十分に反映したものとは言えず、自立相談支援や子どもの学習支援など、各種の自立支援施策に積極的に取り組む自治体ほど、基準額との乖離が大きくなり、財政的な負担が重くのしかかる構造となっている。

特に学習支援については、国をあげて子どもの貧困対策に力を入れている中で、上限（基準額）を設定することは、政策の方向性に逆行しており、子どもたちの未来に向けたチャンスを奪うことにつながりかねない。

これらの状況から、各自治体における、生活困窮者や生活保護受給者、更にはその子どもたちなど、支援を必要とする方々が等しくサービスを受けられるよう、安定的に各自治体の施策を推進するため、以下の事項について提言する。

- 1 生活困窮者や生活保護受給者への自立支援施策を、各自治体の取組の実情に応じ、今後更に重層的かつ安定的に実施できるよう、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃すること。
- 2 施行後3年を目途に行われる生活困窮者自立支援制度の総合的な検討を見据え、「貧困の連鎖」の防止に向けて大変有効な施策となる「子どもの学習支援」に関する法定補助率の引上げなど、国による必要かつ十分な財政支援が実現されるよう、所要の措置を盛り込むこと。

平成 27 年 月 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森田健作
	埼玉県知事	上田清司
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

グローバル化に対応した英語教育の充実について

社会の急速なグローバル化の進展の中で、これからは子ども達一人一人にとって、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。その際に、国際共通語である英語力の一層の向上は不可欠である。

こうした中、国においては平成25年12月に「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を示し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る方針を打ち出した。

特に小学校については、平成32年度から、現在高学年に対して行われている外国語活動を教科化するとともに、中学年に対しても活動型の英語教育を新たに開始し、高学年は年間70単位時間、中学年は年間35単位時間とする方向で検討が進められており、平成30年度からの段階的な先行実施も見込まれているところである。

教科としての英語教育の目標は、コミュニケーション能力の基礎を養うこととされ、指導内容も従来の「聞く」、「話す」に「読む」、「書く」が加わるなど、拡充強化される見通しであることから、これに対応するための早急な体制整備が必要である。

国は、高学年の指導者については「英語指導力を備えた学級担任に加えて専科教員の積極的活用」の方針を示しているものの、全国の小学校教員のうち、英語の免許を持っている者の割合は5%程度にとどまっている。英語の指導には専門性が必要であり、さらに授業時数の増加も見込まれることから、小学校英語専科教員の配置に向けた定数増など専門性を持った教員配置に対する支援が必要である。

また、現在、小・中・高等学校の外国語活動・英語の授業においては、ALT（外国語指導助手）等の活用が図られているが、全国的に見ると、小学校におけるJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）によるALTの割合は全体の20%程度で、民間事業者の活用や直接雇用により配置されているALTの方が多く状況となっている。

JET-ALTについては、国からの財政措置がされているが、民間事業者の活用や直接雇用によってALTを配置している自治体

に対しての十分な財政支援は行われていない。小学校における授業時数の増加、小・中・高等学校における指導内容の拡充強化及び高度化に対応するためには、ALTの各自治体の状況に応じた拡充や継続的な配置が必要不可欠であり、今後の財政支援が必要である。

以上のことから、グローバル化に対応した英語教育の充実について、以下の二点を要望する。

- 1 小学校英語専科教員の配置に向けた定数増など専門性を持った教員配置に対する支援
- 2 ALT(民間事業者の活用や直接雇用も含む)の配置に係る財政支援

平成 27 年 月 日

文部科学大臣 馳 浩 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森 田 健 作
	埼玉県知事	上 田 清 司
	東京都知事	舩 添 要 一
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福 田 紀 彦
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

法人番号、法人ポータル（仮称）の利活用について

ICTを活用した社会基盤である「社会保障・税番号制度」の運用が平成28年1月から開始されるため、全国の人口の約3割を擁する首都圏の自治体においては、同制度の影響が極めて大きいことを認識し、制度の円滑な導入に取り組んでいるところである。

一方、法人等に指定され通知・公表される法人番号及び法人等に係るワンストップサービス等を実現する法人ポータル（仮称）は、その利活用による経済的インパクトが飛躍的に拡大することが期待されており、民間企業等の事業所が多く所在している首都圏の自治体においては、本来であれば、積極的な利活用の手法を九都県市が連携して具体的に検討・提言すべきところである。

しかしながら、法人ポータル（仮称）については、国において、いまだ具体的な機能、工程等が示されていない状況であり、また、法人番号、法人ポータル（仮称）の利活用により、産業の活性化及び事業者手続きの簡略化につなげるには、利用場面に配慮した機能を整備する必要があることから、次の事項について要望する。

- 1 法人ポータル（仮称）に係る具体的な機能、工程等を早期に示すこと。
- 2 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（H27.6.30 閣議決定）において検討されている「個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化」を実現すること。

（1）調達情報、補助金の情報等、国・地方公共団体から事業者向けに発信する情報を集約化し、事業者が情報を一元的に閲覧、取得する

ことができる機能を盛り込むこと。

なお、集約する情報の精査に当たっては、費用対効果を考慮すること。

(2) 国・地方公共団体が保有する調達情報等の事業者情報の共有、及び各法人等による支社・事業所等に関する個別番号の登録・共有を可能とし、利便性の向上・業務の効率化を図ることができる機能を盛り込むこと。

(3) 国・地方公共団体から事業者への連絡や通知を行うことができるプッシュ型サービスを行うことができる機能を盛り込むこと。

3 法人番号、法人ポータル(仮称)の導入に当たっては、事業者にとって利便性が向上するものとし、過度な負担が生じないように配慮すること。

4 法人番号、法人ポータル(仮称)の導入に伴って地方に新たな経費負担が生じることがないように、引き続き、国の責任において必要な財政措置を講じること。

平成27年11月 日

総務大臣 高市 早苗 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 林 幹雄 様

内閣府特命担当大臣(科学技術政策) 情報通信技術(IT)政策担当
島尻 安伊子 様

内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 社会保障・税一体改革担当
甘利 明 様

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	森田健作
	埼玉県知事	上田清司
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫